

福岡市城南区選挙管理委員会
令和7年3月20日(木)
午後6時00分から

1 議 題

- (1)福岡県知事選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて (議案第27号)
- (2)福岡県知事選挙における投票管理者の職務代理者の変更について (議案第28号)
- (3)福岡県知事選挙における開票立会人の決定について (議案第29号)
- (4)福岡県知事選挙における開票立会人の選任について (議案第30号)

2 そ の 他

- (1) 次回以降の委員会日程について

令和7年3月23日(日) 午前10時00分から

令和7年4月18日(金) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題（1）
議案第27号

福岡県知事選挙における投票立会人の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年3月20日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

○地方自治法施行令（抜粋）

第137条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第189条第2項の規定による除斥のため同条第3項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

議題 (2)
議案第 28 号

福岡県知事選挙における投票管理者の職務代理者の変更について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙における城南区の投票区の投票管理者の職務代理者を次のように変更する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古賀 勉

変更する投票管理者の職務代理者
別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 37 条第 2 項及び同法施行令第 24 条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第 25 条の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(投票管理者)

第 37 条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

○公職選挙法施行令 (抜粋)

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第 24 条

1 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

第 25 条

市町村の選挙管理委員会は、法第 37 条第 2 項又は前条第 1 項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名 (二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び指名並びにこれらの者が職務を行うべき時間) を告示しなければならない。

議題 (3)
議案第 29 号

福岡県知事選挙における開票立会人の決定について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙につき、城南区開票区において候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定による。

○公職選挙法（抜粋）

（開票立会人）

第 62 条

- 2 届出のあった者が、10 人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、10 人を超えるときは届出のあった者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 10 人をもつて開票立会人としなければならない。
- 4 届出のあった者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが 3 人以上あるときは、第 2 項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者 2 人以外の者は、開票立会人となることができない。

議題 (4)
議案第 30 号

福岡県知事選挙における開票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行の福岡県知事選挙につき、城南区開票区において候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が 3 人に達しないため、次の者を開票立会人に選任する。

令和 7 年 3 月 20 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 古 賀 勉

別紙のとおり

(根拠)

・ 議決 公職選挙法第 62 条第 9 項の規定による。

○公職選挙法 (抜粋)

(開票立会人)

第 62 条

9 第 2 項の規定による開票立会人が 3 人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日の前日までに 3 人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に 3 人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても 3 人に達しないとき若しくはその後三人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から 3 人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて 3 人以上選任することができない。